

令和2年度 国民健康保険料が決定しました

保険料や納付方法は、6月中旬に世帯主へ通知します。 図 保険年金課 ☎(29)5084、総合支所、支所

令和2年度 国民健康保険料

	医療分保険料	後期高齢者 支援分保険料	介護分保険料 ※40歳～64歳のみ
所得割額	各加入者の前年所得 平成31年1月～令和元年12月までの所得		
所得割率	× 9.0%	× 2.3%	× 2.2%
均等割額	+	+	+
均等割額	25,440円 × 世帯の加入者数	6,720円 × 世帯の加入者数	7,680円 × 世帯の加入者数
平等割額(世帯単位)	+	+	+
平等割額(世帯単位)	23,040円	5,760円	5,160円
	1世帯当たりの国民健康保険料(年額)		
最高限度額	63万円	19万円	17万円

💡 国民健康保険料 = 所得割額 + 均等割額 + 平等割額

所得割額 … (加入者の前年所得 - 基礎控除33万円) × 所得割率
※被保険者ごとに計算し世帯で合算

均等割額 … 医療分、後期高齢者支援分、介護分それぞれの均等割額 × 国民健康保険に加入している人数

平等割額 … 1世帯当たりの額

勤務先の健康保険へ加入した、
またその被扶養者になった場合は、
必ず脱退の届け出を市にしてください。

国民健康保険の脱退には 手続きが必要です

国民健康保険の加入者は毎年所得の申告が必要です。申告していない場合、正確な国民健康保険料の計算や、所得が一定基準以下の場合における保険料の一部軽減措置を行うことができません。

収入(所得)のない人や遺族年金・障害年金・雇用保険(失業保険)などの非課税収入のみ受給している人とその家族は申告が必要です。

申告先
○令和2年1月1日に岩国市に居住していた人
○岩国市の課税窓口
○それ以外の人
○令和2年1月1日に居住していた市町村の課税窓口

※収入(所得)のない人は、保険年金課でも申告ができます。身分証明書、印鑑、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなどを持参してください

所得は毎年必ず
申告してください

📄 新しい保険証を郵送します

更新前の7月中旬に、世帯の加入者全員分の新しい国民健康保険証を世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。
有効期限を過ぎた保険証は、各自で処分してください。
ジェネリック医薬品を希望する場合は、保険証台紙の裏面にある「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証の表面に貼ってください。

さい。加入先の保険組合から市町村に通知することはありませんので自動的に脱退とはなりません。

失業等給付を受ける人は
知らせてください

解雇などにより会社などを離職し、65歳未満で雇用保険の失業等給付を受ける人(特定受給資格者または特定理由離職者)は、雇用保険受給資格者証を提示し申請すると保険料が軽減される場合があります。